

最深積雪88cm 豪雪が町を襲う!



■大雪による被害状況

急速に発達した低気圧の影響で2月14日から15日にかけて雪が降り続き、15日からは風も強く吹き荒れました。町内大谷地区の観測所では観測開始以来の記録を更新する最深積雪88cm(15日)、最大瞬間風速37・0m/s(16日午前5時)を観測するなど記録的な大雪となりました。

この影響で、町内の住宅や公共施設に被害が発生したほか、農作物や農業施設などに3億円を超える大きな被害が確認されています(2月20日現在)。また、15日午前から町内の広範囲で停電が発生

し(最大で約25、200軒(別荘等も含む)、住民の生活に大きな影響を及ぼしました。

町内全域が大雪に見舞われたことから、道路の除雪が間に合わず、車の立ち往生や積雪による不通のため渋滞が断続的に発生しました。このため町では、災害時の相互応援協定に基づき除雪の応援を要請し、町内外の事業者や那珂川町、さくら市などの協力を得ながら懸命の除雪作業を進めました。

大雪のため家から身動きが取れなくなった人も少なくなく、那須町社会福祉協議会では、電話や訪問により独居高齢者、障がい者等の安否確認を行いました。また、那須町ボランティアセンターでは、雪かきボランティアを募り、高齢者世帯等の家屋周辺の雪かき作業を行うなどの支援を行いました。

▼問合せ 総務課総務防災係
☎726901

■災害支援制度について

このたびの災害にあたり、本町の災害復旧等支援制度について次のとおり取りまとめましたのでお知らせします。なお、詳しくは各担当課へお問い合わせください。

○「り災証明書」の発行

災害により家屋などが被災した場合に、り災証明書の発行の申請ができます。り災証明書とは、被害の程度を町が証明する書類です。り災証明書が必要な方は、税務課までお問い合わせください。

▼問合せ 税務課 ☎726905

○固定資産税等の減免

災害により土地、家屋および償却資産が被災し、その被害が一定の基準に該当する場合は、申請により固定資産税等の減免が受けられる場合があります。なお、塀、門扉等で課税対象外の構築物は、減免の対象になりません。

▼問合せ 税務課 ☎726905

○被災住宅再建等支援事業

このたびの災害により損壊した住宅について、融資を受けて再建等を行う個人に対し、町が利子の一部を補助します。

▼対象住宅 全壊、大規模半壊、半壊および一部損壊住宅

▼利子補給対象融資額 100万円～500万円

▼利子補給率 1・0%以内

▼利子補給期間 借入から5年間

▼実施期間 平成27年3月31日まで受付

▼問合せ 建設課 ☎726907

○被災者への見舞金の支給

災害で被災された次の対象者に、町および那須町社会福祉協議会から見舞金を支給します。

▼対象者 居住する住宅の被害が一部損壊以上の認定を受けている方

▼見舞金額 左表のとおり

見舞金一覧

被災物件	被害の程度	町	町社協
自己の居住する家屋	全焼、全壊、大規模半壊、流失	10万円	2万円
	半焼、半壊	5万円	1万円
	床上浸水	3万円	1万円
	一部破損(被害認定点数0点を除く)	1万円	5千円
自己の所有、使用する納屋	全焼、全壊、大規模半壊、流失	3万円	1万円
	半焼、半壊	1万円	5千円

▼問合せ 保健福祉課
☎726917